

# 生活衛生係

## 1 動物管理

狂犬病予防法は、狂犬病の発生を予防し、もって公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。当所では管内各市町の協力のもと、放し飼い等不適切な飼養者に対する計画的な巡回指導及び野犬の捕獲を行い、狂犬病の予防並びに咬傷事故等の発生防止に努めている。

また、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、やむを得ず飼えなくなった犬・猫の引き取りを行っている。

その他、管内市町、地元獣医師会及び動物愛護推進員と協力し、「犬・猫の正しい飼い方の啓発」や「動物愛護教室」を開催するなどの動物愛護推進事業を行っている。

### (1) 畜犬登録及び狂犬病予防注射頭数

年度 市町	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	登録数	注射数	登録数	注射数	登録数	注射数
筑紫野市	6,067 (357)	3,497	5,861 (339)	3,413	5,773 (304)	3,305
春日市	4,587 (360)	3,211	4,655 (380)	3,108	4,702 (354)	3,079
大野城市	4,353 (316)	2,903	4,347 (267)	2,798	4,350 (281)	2,756
太宰府市	3,761 (241)	2,333	3,746 (236)	2,339	3,775 (222)	2,302
那珂川町	2,545 (172)	1,863	2,559 (209)	1,932	2,566 (195)	1,903
計	21,313 (1,446)	13,807	21,168 (1,431)	13,590	21,166 (1,356)	13,345

( )内は新規登録

### (2) 捕獲犬頭数及び返還犬頭数

年度 市町名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
筑紫野市	13 (7)	23 (15)	13 (7)	16 (9)	10 (6)
春日市	11 (4)	7 (4)	9 (6)	9 (6)	5 (3)
大野城市	13 (9)	16 (8)	17 (9)	10 (7)	7 (3)
太宰府市	10 (7)	8 (4)	10 (6)	4 (4)	10 (7)
那珂川町	15 (5)	15 (5)	5 (1)	12 (2)	11 (4)
計	62 (32)	69 (36)	54 (29)	51 (28)	43 (23)

( )内は返還犬頭数

### (3) 被咬傷者数及び咬傷犬頭数

年度 市町名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
筑紫野市	1 (1)	4 (4)	5 (5)	2 (2)	7 (7)
春日市	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	2 (3)
大野城市	2 (2)	1 (1)	1 (1)	5 (5)	3 (3)
太宰府市	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (2)
那珂川町	0 (0)	2 (2)	2 (2)	3 (3)	0 (1)
管外	0 (0)	0 (0)	福岡市1 (1)	0 (0)	0 (0)
計	4 (4)	8 (8)	14 (14)	10 (10)	13 (16)

( )内は咬傷犬頭数

(4) 飼えなくなった犬・猫の引取頭数 (法第35条第1項)

市町名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
筑紫野市	5	8	10	2	16	13	5	12	7	7
春日市	7	27	3	16	3	13	10	2	2	11
大野城市	3	7	9	1	6	18	12	6	3	8
太宰府市	6	5	4	5	2	7	3	15	1	0
那珂川町	10	16	3	7	7	2	2	7	5	4
計	31	63	29	31	34	53	32	42	18	30

(5) 所有者不明(警察署等からの引取り)の犬・猫の頭数 (法第35条第3項)

市町名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
筑紫野市	17	24	8	23	21	4	11	12	11	15
春日市	4	14	10	9	10	10	10	21	10	30
大野城市	17	88	16	48	12	13	11	5	10	30
太宰府市	6	52	11	14	1	8	3	0	3	17
那珂川町	11	57	7	18	13	17	8	13	8	7
計	55 (26)	235 (1)	52 (22)	112 (2)	57 (35)	52 (1)	43 (24)	51 (7)	42 (28)	99 (5)

( )内は返還頭数

(6) 負傷犬・猫の収容頭数

市町名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
筑紫野市	3	12	1	6	4	9	0	7	0	21
春日市	3	5	0	1	1	12	1	30	0	36
大野城市	1	16	1	18	3	20	2	24	2	41
太宰府市	2	7	1	3	0	4	1	11	1	21
那珂川町	2	2	2	5	2	16	1	6	0	13
計	11 (10)	42 (1)	5 (2)	33 (0)	10 (5)	61 (1)	5 (3)	78 (3)	3 (2)	132 (16)

( )内は返還頭数

(7) 実施した愛護事業

事業	回数等	開催場所等
動物愛護教室	8月	春日小学校
犬のしつけ教室	3回	大野城市 春日市 筑紫野市
飼い主のマナーアップキャンペーン	6月	春日公園
ペットのフン一掃大作戦	2回	大野城市 春日市
その他、管内市町のイベント等で啓発活動実施		

## 2 環境衛生

当所管内は、福岡市のベッドタウンとして都市化が進展しており、それに伴い生活様式や住民ニーズが多様化してきていることから、環境衛生関係の営業施設に対し、公衆衛生の向上と公共の福祉に適合させることを目的に、監視指導等を実施している。

### (1) 環境衛生関係営業施設に対する指導

旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所及びクリーニング所等の許可確認並びに届出の受理を行うとともに、衛生に関する監視指導を実施している。

#### 環境衛生関係営業施設数

平成28年3月31日現在

業種	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町	計
興行場	13	3	9	1	2	28
公衆浴場	15	8	6	6	6	41
旅館	19	2	7	1	6	35
理容所	64	94	55	41	33	287
美容所	153	149	139	74	62	577
クリーニング所	60	99	93	62	30	344
特定建物	21	17	17	19	3	77
プール	2	6	4	3	1	16
計	347	378	330	207	143	1,405

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係

延床面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の「特定建築物」(用途が学校の場合は 8,000 m<sup>2</sup>以上)の届出を受理するとともに、衛生的維持管理についての管理指導を実施している。

また、建築物の衛生管理を行う業の知事への登録申請について審査等を行うとともに、監視指導を実施している。(本登録制度は昭和 56 年度から開始された。)

ア 特定建築物の届出

平成 28 年 3 月 31 日現在

業 種	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町	計
興行場	0	0	0	0	0	0
百貨店	6	2	4	2	0	14
集会場	2	2	1	3	1	9
図書館・博物館・美術館	0	0	0	2	0	2
遊技場	1	1	2	0	0	4
店舗	5	7	4	3	0	19
事務所	5	4	5	3	2	19
学校	0	1	1	5	0	7
旅館	2	0	0	1	0	3
計	21	17	17	19	3	77

イ ビル管理業務登録数

平成 28 年 3 月 31 日現在

業 種	平成25年度	平成26年度	平成27年度
建築物清掃業	8	9	9
建築物空気環境測定行	3	3	3
建築物飲料水水質権作業	3	2	2
建築物飲料水貯水槽清掃業	18	20	20
建築物排水管清掃業	3	3	3
建築物ねずみ・こん虫等防除業	4	5	6
建築物環境衛生一般管理業	0	0	0
計	39	42	43

(3) 水道施設の概況

水道法に基づき、専用水道及び簡易専用水道については、安全な飲料水の確保のため、水質検査の実施や水道施設の維持管理の徹底等を指導している。

また、福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領に基づき、小規模貯水槽水道や飲用井戸等の相談について、指導助言を行っている。

なお、市における水道関係事務については、平成25年4月1日をもって県から市に権限を委譲した。

専用水道・簡易専用水道の設置状況

平成28年3月31日現在

水道 町名	専用水道	簡易専用水道	合計
那珂川町	2	39	41